

## 西脇市こども未来応援事業実施規程

(趣旨)

第1条 この規程は、子育て世帯の経済的負担を軽減することにより、児童生徒の学習環境を確保し、もって児童生徒の学習意欲の向上及び心身の健全な発達に寄与するために実施するこども未来応援事業（以下「事業」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 学校外教育サービス 学校の教育活動以外の場において提供される小学校学習指導要領（平成29年文部科学省告示第63号）、中学校学習指導要領（平成29年文部科学省告示第64号）及び特別支援学校小学部・中学部学習指導要領（平成29年文部科学省告示第73号）に定める学習指導又は文化・スポーツ活動及びこれらに準ずると市長が認めるものをいう。
- (2) 児童生徒 市内に居住し、かつ、本市の住民基本台帳に登録されている者であって、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する小学校、中学校又は特別支援学校に在籍する小学校6年生から中学校3年生までの児童又は生徒をいう。
- (3) 保護者 親権を行う者、未成年後見人その他の者であって、現に児童生徒を監護し、かつ、当該児童生徒と生計を同じくしているものをいう。
- (4) 参画事業者 学校外教育サービスを提供する法人、団体又は個人事業主であって、別に定める募集要項により市長が指定するものをいう。

(助成対象者)

第3条 助成対象者は、市内に居住し、かつ、本市の住民基本台帳に登録されている保護者であって、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による保護を受けている者
- (2) 西脇市就学援助規則（平成17年西脇市教育委員会規則第15号）第7条第1項の規定により就学援助の認定を受けている者
- (3) 児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）の規定による児童扶養手当の支給を受けている者
- (4) その他市長が特に必要と認める者

(助成対象経費)

第4条 助成対象経費は、参画事業者が提供する学校外教育サービスに係る経費であって、次に掲げるものとする。

- (1) 入会金その他学校外教育サービスの提供を受けるための初期費用
- (2) 月謝その他学校外教育サービスの対価として支払う費用
- (3) 教材、ユニフォームその他学校外教育サービスを利用するために必要な物品等で参画事業者を支払う費用  
(助成額)

第5条 助成額は、児童生徒1人当たり月額1万円とする。

(助成対象期間)

第6条 助成対象期間は、第8条第1項の決定を受けた日の属する月の翌月から翌年度の7月31日(決定を受けた日の属する年度において中学校3年生の生徒である場合にあっては、当該年度の3月31日)までとする。

(交付申請)

第7条 助成を受けようとする助成対象者(以下「申請者」という。)は、西脇市こども未来応援クーポン券交付申請書(様式第1号)に、必要な書類を添えて市長に提出しなければならない。

(交付決定等)

第8条 市長は、前条の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、西脇市こども未来応援クーポン券交付決定(却下)通知書(様式第2号)により申請者に通知するものとする。

- 2 市長は、前項の規定により交付することを決定したときは、申請者に対し、こども未来応援クーポン券(以下「クーポン券」という。)を交付するものとする。
- 3 クーポン券1枚当たりの額面金額は、1,000円とする。
- 4 クーポン券の再交付は、行わないものとする。

(使用方法)

第9条 クーポン券の交付を受けた申請者(以下「受給者」という。)は、参画事業者にクーポン券を提出し、児童生徒に学校外教育サービスを受けさせるものとする。

- 2 クーポン券の使用上限額は、児童生徒1人当たり月額1万円とする。
- 3 クーポン券の額面金額に満たない使用に対する釣銭は、支払われないものとする。

(参画事業者からの請求手続)

第10条 参画事業者は、学校外教育サービスの対価の全部又は一部としてクーポン券が使用されたときは、学校外教育サービスを提供した月ごとに、西脇市こども未来応援事業実績報告書(様式第3号)

に、西脇市こども未来応援事業請求書（様式第4号）及び当該請求に係るクーポン券を添えて当該学校外教育サービスを提供した月の翌月15日までに市長に提出するものとする。

- 2 市長は、前項の規定により請求を受けた金額が適正であると認めるときは、提出の日から起算して45日以内に参画事業者に対して支払を行うものとする。

（支払額の返還）

第11条 市長は、参画事業者が偽りその他不正の行為によって前条の支払を受けたときは、その支払額の全部又は一部を返還させることができる。

（申請内容変更届）

第12条 受給者は、第3条に規定する要件に該当しなくなったとき又は第7条の申請書の記載内容に変更が生じたときは、速やかに西脇市こども未来応援クーポン券交付申請内容変更届（様式第5号）を市長に提出しなければならない。

（交付決定の取消し）

第13条 市長は、受給者が次の各号のいずれかに該当するときは、その決定を取り消すことができる。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。

- (1) 第3条に規定する要件に該当しなくなったとき。
- (2) 偽りその他不正の行為によりクーポン券の交付を受けたとき。
- (3) 次条の規定に違反したとき。
- (4) 児童生徒が転出したとき。
- (5) 児童生徒が死亡したとき。

- 2 市長は、前項の規定により決定を取り消したときは、西脇市こども未来応援クーポン券交付決定取消通知書（様式第6号）により受給者に通知するものとする。

- 3 第1項の規定により決定を取り消された受給者は、当該取消しに係るクーポン券を返還しなければならない。

（不正使用等の禁止）

第14条 受給者は、有効期限を経過し、若しくは決定を取り消された後にクーポン券を使用し、又はクーポン券を譲渡し、売買し、交換し、若しくは担保に供してはならない。

（不正使用等に係る支払額の返還）

第15条 市長は、受給者が偽りその他不正の行為によりクーポン券の交付を受けたとき又は前条の規定に反する利用を行ったときは、当該不正の行為に係るクーポン券の額面金額に相当する金額の全部又は一部を返還させることができる。

（調査等）

第16条 市長は、参画事業者の提供する学校外教育サービス内容に関し必要があると認めるときは、当該参画事業者に説明を求め、又は実態を調査することができる。

(事業の周知)

第17条 市長は、事業の実施に当たり、助成対象者の要件、申請の方法、参画事業者等の事業の概要について周知に努めるものとする。

(その他)

第18条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

#### 附 則

(施行期日)

1 この告示は、公布の日から施行する。

(この告示の失効)

2 この告示は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までに交付したクーポン券については、この告示は、同日後もなおその効力を有する。

西脇市子ども未来応援クーポン券交付申請書

西脇市長 様

子ども未来応援クーポン券の交付を受けたいので、次のとおり申請します。

申請者 (保護者) ※1	フリガナ		生年月日	年 月 日
	氏名			
	住所	〒 西脇市		
	児童生徒との続柄	父・母・その他( )		
	電話番号	自宅 携帯		
世帯区分	生活保護・就学援助・児童扶養手当・その他			
児童生徒 ※2	フリガナ		生年月日	年 月 日
	氏名			
	住所	※申請者と異なる場合のみ記入 〒 西脇市		
学校名及び学年	年			
同意書				
<p>子ども未来応援事業における助成を申請するに当たり、次の事項に同意します。</p> <p>(1) この申請に基づく審査を行うため、西脇市が住民登録資料及び生活保護費、就学援助費若しくは児童扶養手当の受給状況又は税務資料その他について、関係機関に調査、照会、閲覧すること。また、公簿等で確認できない場合は、必要な書類を提出すること。</p> <p>(2) 偽りその他不正の行為により子ども未来応援クーポン券（以下「クーポン券」という。）の交付を受けたとき、有効期限を超過し、若しくは決定を取り消された後にクーポン券を使用したとき又はクーポン券を譲渡し、売買し、交換し、若しくは担保に供したときは、交付を受けたクーポン券を返還し、クーポン券を使用した金額を返還すること。</p> <p>(3) 申請した事項に変更が生じたときは、速やかに市長に届け出ること。</p> <p>(4) 参画事業者が提供する学校外教育サービスの内容、安全性、品質等を西脇市が保障するものではなく、学校外教育サービスの利用に当たり、事故等により申請者、児童生徒その他の関係者に損害が発生した場合、西脇市は一切の責任を負わないこと。</p> <p>年 月 日</p> <p style="text-align: right;">申請者氏名</p>				

※1 生活保護の世帯主又は児童扶養手当若しくは就学援助の受給者

※2 本事業の助成を受け学習塾等に通う小学校6年生から中学校3年生の児童生徒

〈クーポン券の使用希望先〉

クーポン券の使用を希望する学習塾等の情報を記入してください。

ご希望の学習塾等がクーポン券の使用先として登録されていない場合、市から登録の依頼を行います。

※依頼の結果、登録に至らない場合や登録に時間がかかる場合もありますので、予め御了承ください。

※希望する学習塾等がない場合は、未記入で構いません。

使用先	教室名等 (内容)			
	所在地			
	利用状況	<input type="checkbox"/> 現在、既に通っている (サービスを利用している)	<input type="checkbox"/> 今後新たに始めたい (サービスの利用を始めたい)	電話番号

※複数ある場合は、裏面に御記入ください。

使用先	教室名等 (内容)			
	所在地			
	利用状況	<input type="checkbox"/> 現在、既に通っている (サービスを利用している)	<input type="checkbox"/> 今後新たに始めたい (サービスの利用を始めたい)	電話番号

使用先	教室名等 (内容)			
	所在地			
	利用状況	<input type="checkbox"/> 現在、既に通っている (サービスを利用している)	<input type="checkbox"/> 今後新たに始めたい (サービスの利用を始めたい)	電話番号

使用先	教室名等 (内容)			
	所在地			
	利用状況	<input type="checkbox"/> 現在、既に通っている (サービスを利用している)	<input type="checkbox"/> 今後新たに始めたい (サービスの利用を始めたい)	電話番号

年 月 日

様

西脇市長



西脇市こども未来応援クーポン券交付決定（却下）通知書

年 月 日付けで申請のありましたこども未来応援クーポン券の交付について、下記のとおり交付（却下）を決定しましたので通知します。

記

1 申請者氏名

2 児童生徒氏名

3 助成額 月額 10,000円

4 こども未来応援クーポン券の使用期間

年 月から 年 月まで

5 却下の場合その理由

様式第3号（第10条関係）

西脇市子ども未来応援事業実績報告書

年 月 日

西脇市長 様

事業者名	教室名
所在地 名称	

担当者名

子ども未来応援クーポン券使用内容

（ 年 月分）

	クーポン券No.	児童生徒名	学校外教育サービス利用額（助成対象経費）					合計	使用額 上限10,000円
			入会金・ 初期費用	月謝・ 受講料	教材	受験料			
1									
2									
3									
4									
5									
6									
7									
8									
9									
10									
11									
12									
13									
14									
15									
合 計									円



様式第4号（第10条関係）

年 月 日

西脇市長 様

所在地  
事業者名及び  
代表者職氏名

印

西脇市子ども未来応援事業請求書

西脇市子ども応援未来事業実施規程第10条第1項の規定により、次のとおり請求します。

請求額 金 円

ただし、 年 月分として

様式第5号（第12条関係）

西脇市子ども未来応援クーポン券交付申請内容変更届

年 月 日

西脇市長 様

子ども未来応援クーポン券の交付申請内容に変更がありましたので届け出ます。

届出者	住所	〒			
	フリガナ		生年月日	年 月 日	
	氏名				
	電話番号	自宅		携帯	
児童生徒	フリガナ		生年月日	年 月 日	
	氏名				

変更があった事項について、記入してください。

変更事項	
変更年月日	※上記の変更があった日を記入 年 月 日
変更前	
変更後	

年 月 日

様

西脇市長



西脇市こども未来応援クーポン券交付決定取消通知書

年 月 日付けで交付を決定しましたこども未来応援クーポン券の交付について、下記のとおり取り消しましたので通知します。

なお、未使用のこども未来応援クーポン券につきましては、返還いただきますようお願いいたします。

記

- 1 取消年月日 年 月 日
- 2 取消しの理由